

報道関係者 各位

平成 26 年 2 月 4 日

【照会先】

[労働保険料、特別保険料、一般拠出金関係]
労働基準局 労災補償部労働保険徴収課
課長補佐 千谷 真美子 (内線 5159)
(直通電話) 03(3502)6722

[障害者雇用納付金関係]

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長補佐 境 伸栄 (内線 5859)
(直通電話) 03(3595)1173
(代表電話) 03(5253)1111

**福島県の一部の市町村で延長してきた
労働保険料などの申告・納付期限を3月 31 日までと指定します
(東日本大震災関係)**

厚生労働省では、このほど、東日本大震災の発生に伴い福島県の 12 市町村で延長してきた労働保険料など*の申告・納付期限について、延長後の期限を平成 26 年 3 月 31 日(月)までとし、近日中に告示を行う予定です(これらの地域については、国税も 3 月 31 日を納期限として 1 月 31 日に告示)。

これまで、震災の被害が大きい青森、岩手、宮城、福島、茨城の 5 県について、平成 23 年 3 月 11 日以降に期限を迎える労働保険料などの申告・納付期限を延長してきました(平成 23 年 3 月 24 日付告示)。今回、12 市町村の申告・納付期限を指定することで、5 県の全ての地域で、延長後の期限が指定されたことになります。

なお、今回期限が指定される予定の 12 市町村でも、3 月 31 日までに労働保険料などを納付することが困難な事業主は、申請によって申告・納付期限がさらに延長される場合があります。

※「労働保険料など」とは

①労働保険料・特別保険料 ②石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金 ③障害者雇用納付金が該当します。なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。

(1) 申告・納付期限が指定される対象地域

福島県

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、
双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、
双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

(2) 延長後の申告・納付期限

平成 26 年 3 月 31 日 (月)

(3) 対象となる労働保険料など

平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 30 日までに申告・納付期限が到来する労働保険料など

- ・平成 22 年度から平成 24 年度までの確定労働保険料、特別保険料
- ・平成 25 年度の概算労働保険料、特別保険料
- ・平成 22 年度から平成 25 年度までの石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金
- ・平成 23 年 3 月 11 日以降に申告・納付期限が到来する障害者雇用納付金

詳しい内容は、労働保険料及び一般拠出金については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署に、障害者雇用納付金については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に、おたずねください。

- (参考 1) 事業主の皆様へ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
- (参考 2) 事業主の皆様へ
～障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ～